

② 退職者の残税額の一括徴収

◎ 退職日が6月1日から12月31日までの場合

残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合は、納税義務者の承認を得て、一括徴収されますようお願いします。

◎ 退職日が1月1日から4月30日までの場合

残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合は、一括徴収することが義務づけられています。

③ 転勤・転職

転勤・転職により新しい勤務先で特別徴収を継続される場合は、新しい勤務先を経由して「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

(7) 異動届出書の提出について

異動届出書の提出がなかったり、遅れたりすると、納税義務者への通知が遅れ、また特別徴収義務者である貴事業所が延滞となり督促を受ける場合があります。双方にご迷惑をおかけする結果になりますので、納税義務者が非課税である場合も忘れずに異動届出書をご提出ください。

(8) 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書について

特別徴収義務者に所在地・名称等の変更が生じた場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。

(9) 特別徴収への切替依頼書について

新たに特別徴収となる方がいる場合は、「特別徴収への切替依頼書」を提出してください。

2. その他

(1) 所得割の税率（総合課税分）

課税標準額に対し一律 10%（市民税：6%・都民税：4%）

(2) 均等割額及び森林環境税

市民税：3,000 円

都民税：1,000 円

森林環境税（国税）：1,000 円

○次の場合は市民税の均等割額が軽減されます（立川市賦課徴収条例第 26 条）。

ア．均等割を納める義務がある同一生計配偶者又は扶養親族

軽減額 300 円

イ．均等割を納める義務がある同一生計配偶者又は扶養親族を二人以上有する者、当該同一生計配偶者又は扶養親族一人について

軽減額 300 円（軽減額の限度は 900 円）

(3) 非課税者の範囲

① 1月1日現在生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は市民税・都民税・森林環境税が課税されません。

② 障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の人は、市民税・都民税・森林環境税が課税されません。

③ 前年中の総所得金額等の額が法に定める一定金額以下の人は、市民税・都民税の所得割が課税されません。

④ 均等割及び森林環境税のみを課されるべき人のうち、前年中の合計所得金額が法に定める一定金額以下の人は、均等割及び森林環境税が課税されません。